

議案第 66 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)中「1年」を「6月」に改める。

第14条第2号中「非常勤職員」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員」に改める。

第15条第1項中「正規の勤務時間」の次に「（前条第2号に掲げる非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第16条中「及び幼稚園教育職員の給与に関する条例」を「、幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め、「第19条第1項」の次に「及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項まで」を加え、「及び幼稚園教育職員給与条例第22条」を「、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条」に改め、「給与額」の次に「（同条にあっては、報酬額）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。